

## 【研究論文】

### 対馬宗家による朝鮮鷹の輸送と献上

―享保期の鷹狩再興と地域社会の視点から―

丸山 大輝

はじめに

鷹狩は鷹を用いて行う狩猟の一種である。日本では古代から近世にかけて権力と結びついた特権的な行為とされ、同時代の政治・社会・文化・環境などに大きな影響を与えていたことが明らかにされている。日本近世史では、幕府の鷹制度を中心に膨大な成果が蓄積され、近年では全国の大名を対象とした研究へと発展をみせている。<sup>2</sup> そのような鷹をめぐる研究の一つの論点に、大名家が幕府に対して行った鷹献上の問題がある。

大名家の鷹献上については長谷川成一氏<sup>3</sup>や岡崎寛徳氏<sup>4</sup>の成果をはじめ、近年では越坂裕太氏が鷹の種類による差異に着目しながら享保期（一七一六～一七三六）における鷹献上構造の再編を位置づけている。<sup>5</sup> これらの研究では大名家と幕府との交渉を素材としながら鷹献上の持つ政治性が明らかにされている。一方で、鷹の供給元となる地域側の視点に立った研究もみられる。ここでは、鷹の捕獲体制や鷹の棲息環境をめぐる山論などを素材としながら、鷹献上に伴う地域側の負担の実態が明らかにされている。<sup>6</sup> つまり、大名

家による鷹献上は幕藩関係を維持するうえで重要な政治課題の一つであったが、それを遂行するためには鷹の供給元や地域住民への負荷を強いる側面があった。このような鷹献上の二面性をおさえた視点は、甲斐における柳沢家の巢鷹献上を検討した越坂氏の研究に見られるものの、<sup>7</sup> 今後さらなる研究蓄積が求められる。

このような研究動向を前提としながら、本稿では対馬宗家（以下、宗家とする）が幕府へ献上した朝鮮鷹に注目する。朝鮮鷹に関する研究はもっぱら朝鮮史の分野で進められたが、<sup>8</sup> 対外関係史の興隆とともに日本史研究の側からも分析が行われるようになった。その代表的なものに、中世対馬を介した朝鮮鷹贈答の存在を指摘した田中健夫氏をはじめ、<sup>9</sup> 宗家による朝鮮鷹の献上と大名への贈答実態を明らかにした泉澄一氏、<sup>10</sup> 日朝貿易における鷹の位置づけを述べた尾道博氏の研究がある。<sup>12</sup> 一方、近年進展を見せている鷹狩研究では朝鮮鷹の希少性が強調される。オオタカの産地が限定される日本国内において、宗家もたらす朝鮮鷹は貴重なオオタカの供給源だったことが指摘されている。<sup>13</sup> たしかに、対馬を介して入手される朝鮮鷹は豊臣秀吉の鷹調達体制に組み込まれ、徳川幕府へと引き継がれた。<sup>14</sup> しかし、享保期に鷹の献上体系が整理されたことで、鷹献上が定着しなかった大名家も存在した。<sup>15</sup> この点をふまえると、幕府の鷹調達手段の一つとされた宗家の朝鮮鷹献上が江戸時代を通してそうであり続けたのかという点を再検討する必要がある。

そこで、本稿では享保期における鷹献上構造の再編に朝鮮鷹献上

がどう影響を受けたのか、鷹献上にいたるまでの対幕交渉を検討するとともに、鷹献上に伴う宗家側の負担と国元の動向に注目することで前述の「鷹献上の二面性」を明らかにしたい。

主に分析する史料は対馬宗家文庫史料の「御鷹記録」である。「御鷹記録」は享保期の朝鮮鷹献上再開に伴って国元で作成されたもので、「老番」<sup>16</sup>と「忒番」<sup>17</sup>の二冊からなる。いずれも目録上は「宗家奥向関係」に分類され、表表紙には国元家老「平田隼人」の名が記される。内容年は、「老番」は享保元年（一七一六）から同三年まで、「忒番」は同四年である。さらに、同史料に加え、江戸・対馬・倭館の三ヶ所で作成された毎日記を用いること<sup>18</sup>で、享保期における朝鮮鷹献上の動向をより具体的に明らかにしたい。<sup>19</sup>

## 一、近世前期における朝鮮鷹献上

### 1 朝鮮鷹献上の概要

まず、本論に入る前に用語の整理をしておきたい。本稿ではオオタカ、ハイタカ、ハヤブサといった種類にかかわらず、朝鮮半島産のオオタカ<sup>20</sup>の総称として「朝鮮鷹」の語を用いる。ただし、本稿の中心となる享保期以降の朝鮮鷹については基本的にオオタカ (*Accipiter gentilis*) であり、なかでも朝鮮半島に棲息するチョウセンオオタカ (*Accipiter gentilis schvedowi*) だったと考えられる。<sup>21</sup> 以上の用語整理に従いながら、朝鮮鷹の概要をまとめておく。

朝鮮鷹をめぐる歴史は古い。<sup>22</sup> 高麗は後唐・元・明に対して朝鮮

鷹を献上し、李氏朝鮮も明への朝鮮鷹献上を継続させた。朝鮮鷹は中国からの強い需要があり、朝鮮国はその需要に応じるために鷹の捕獲体制を整備し、献上を継続させていたのである。<sup>23</sup>

一方、日本では一六世紀前半に対馬へ輸入された朝鮮鷹が西国大名（大内氏・大友氏）などに贈られたことから、<sup>24</sup> 中世日本においても朝鮮鷹の需要が高まっていたことが分かる。その後の豊臣政権期には、豊臣秀吉に対して朝鮮鷹献上が行われたことを確認でき、朝鮮出兵時には朝鮮に渡海した大名からの朝鮮鷹献上も行われた。同時期には各地の鷹が秀吉の手に集められる体制が整えられ、朝鮮鷹もその中に位置付けられた。<sup>25</sup> そして、秀吉が築いた鷹の調達体制は徳川幕府に引き継がれ、対馬を介した朝鮮鷹の献上先も豊臣政権から徳川幕府へと次第に移り変わっていったのである。<sup>26</sup>

### 2 近世前期の朝鮮鷹献上

次に、享保期の朝鮮鷹献上を分析する前提として、江戸時代前期までの朝鮮鷹献上について整理しておきたい。

寛永期（一六二四～一六四四）における宗家の朝鮮鷹献上については、泉澄一氏の研究がある。<sup>27</sup> 同氏が検討したのは寛永一一年（一六三四）と同一二年に限られたが、宗家から幕府への朝鮮鷹献上は近世前期を通してほぼ毎年実施されていた。もちろん、泉氏が検討した寛永期と朝鮮鷹献上が停止となる天和期（一六八一～一六八四）との間には変化があることも想定されるが、以下では近

世前期における朝鮮鷹献上を輸入から献上までの流れに沿って要点のみを整理する。

まず、朝鮮鷹の輸入には求請という方法がとられた。そもそも、対馬と朝鮮間で行われた貿易には、①公貿易、②私貿易、③進上・回賜、の三種類があった。<sup>28</sup>なかでも、求請は③に位置付けられる。進上は宗家から朝鮮国王への献上で、それに対する朝鮮からの返礼の品が回賜である。求請は宗家が要求した特定の品物を回賜の名目で贈与されることを指す。この求請によって調達された朝鮮鷹が幕府への献上品や諸大名への贈答品・商品に用いられた。

次に、朝鮮鷹の輸送と献上については、倭館で輸入された朝鮮鷹を宗家の鷹匠が輸送し、江戸と大坂で献上するという方法がとられた。江戸での朝鮮鷹献上は宗家が自ら行う初鷹献上だった。例えば、万治四年（一六六一）正月二三日、宗家は江戸にて「初鷹」二居<sup>すえ</sup>を松平信綱<sup>29</sup>へ納め、翌日には信綱より返礼の奉書が届いている。<sup>30</sup>本来ならば江戸で貴重な初鷹を献上して終わりとなるが、朝鮮鷹需要により大坂でも献上が行われた。大坂での献上は朝鮮鷹の受け取りを「近江御鷹師衆」が担当したとされ、この「近江鷹匠衆」とは近江国に居住した幕府鷹匠の比留家に比定される。<sup>31</sup>幕府鷹匠に大坂で受け渡された朝鮮鷹は、彼らの手で江戸まで運ばれた。このように、近世前期の朝鮮鷹献上は江戸と大坂で実施された。<sup>34</sup>江戸での献上は宗家が主体的に実施したもので、ここで献上された朝鮮鷹は將軍との主従関係を象徴的に示す初物だった。<sup>35</sup>それに対して、

大坂での朝鮮鷹献上は輸送費用を宗家と幕府が折半するための措置であり、宗家が自前で輸送することが難しい複数の朝鮮鷹を幕府の用命に应じる形で受け渡したと考えられる。<sup>36</sup>また、幕府への朝鮮鷹献上が終わってから諸大名への贈答・売却が行われた。これは大坂と江戸を拠点としたほか、下関や田代<sup>37</sup>で諸大名家が朝鮮鷹を求めた事例もある。

このように、朝鮮鷹の輸入から幕府への献上、その後の諸大名家への贈答や売買は宗家にとって毎年の恒例となっていた。しかし、五代將軍徳川綱吉による幕府の鷹制度縮小に伴い、定例化していた宗家の朝鮮鷹献上は停止に追い込まれることとなる。

### 3 天和三年の朝鮮鷹献上停止

宗家が幕府への朝鮮鷹献上を停止したのは天和三年（一六八三）である。同年の「御留守毎日記（江戸）」三月二日条には次のように記される。<sup>39</sup>

昨晚御月番阿部豊後守様参上仕候様ことの義申来候付而、桃田三左衛門祇候仕候処ニ御逢被成、御直ニ被 仰聞候者、対馬守殿方毎歳朝鮮之鷹御献上被成候、只今者御数寄不被遊候間、向後献上無用ニ被成候而可然由被仰候、三左衛門御返答申上候者、毎歳御当地ニ而初御鷹二居、其外於大坂も献上仕候、両様共ニ無用ニ仕候様ニと被 仰付候、此段御国江申遣候様ニと御意ニ而奉畏之候旨御請申上、退出仕ル、

三月一日の晩、月番老中阿部正武から呼び出しがあり、宗家に対して朝鮮鷹の「献上無用」が告げられた。前項で述べたように、朝鮮鷹献上は江戸と大坂の二か所で実施されたが、そのいずれもが「無用」とされた。献上停止の理由は「只今者御数奇不被遊候」とあるように、将軍徳川綱吉が鷹狩を好まなかったためである。綱吉は将軍に就任してから鷹狩を行わず、段階的に幕府の鷹狩制度を縮小した。<sup>40</sup>それに伴って、各大名家からの鷹献上も段階的に停止された。天和三年には前述のとおり宗家、貞享元年（一六八四）には会津松平家<sup>41</sup>、貞享四年には松前家<sup>42</sup>、元禄六年（一六九三）には全ての大名家に鷹献上の停止が命じられた。<sup>43</sup>このような段階的な鷹献上の縮小過程において、宗家の朝鮮鷹献上停止は最初にあたる。<sup>44</sup>

一方、朝鮮鷹献上の停止が伝えられた国元ではその後の対応に追われることとなった。前年に輸入した朝鮮鷹が国元に残っており、それらをそのまま飼い続けると鷹餌に莫大な費用がかかってしまう。そのため、宗家は朝鮮鷹の売却先を求めて鷹匠を博多へ派遣し、九州に鷹を望む者が多い場合は大坂で飼育していた分を九州に連れ下って売却するよう指示している。<sup>45</sup>さらに、献上停止に伴って鷹関係役職が縮小された。同年五月二二日には居鷹匠六人<sup>46</sup>、八月七日には餌打二人<sup>47</sup>の扶持を召し上げた。<sup>48</sup>いずれも倭館―大坂間または倭館―江戸間の鷹輸送に携わった役職であり、宗家当主の鷹狩を維持するためにも必要な存在だった。<sup>49</sup>しかし、幕府への献上が停止されて以降、管見の限りでは宗家当主による鷹狩の実施を確認

できない。さらに、宗家は献上停止の翌年から朝鮮鷹の輸入をやめ、それまで輸入してきた朝鮮鷹の代替（「物替」）として木綿を申請するようになる。宗家の朝鮮鷹輸入は徳川将軍家への献上を第一の目的に実施されていたのであり、その停止とともに自身の鷹狩を維持する必要がなくなったのである。

## 二、徳川吉宗の将軍就任と朝鮮鷹献上の再開

### 1 朝鮮鷹献上再開までの経緯

本章では、宗家が朝鮮鷹の献上を再開するまでの経緯とその後の動向を明らかにする。<sup>50</sup>まず、献上再開までの経緯を整理したい。

宗家が朝鮮鷹献上を再開するのは八代将軍徳川吉宗の時代である。吉宗が将軍宣下を受けたのは享保元年八月一三日のことであるが、幕府は七月二二日に若年寄の大久保常春を鷹掛に任命する<sup>51</sup>など、将軍就任以前から鷹狩再開の準備を進めた。一方、江戸では幕府による鷹狩再開の噂が広まっており、それを耳にした各大名家が鷹献上再開の機会を窺っていた。例えば、弘前津軽家は六月に鷹の確保を国元に命じるなど、自発的に献上の準備を進めている。<sup>52</sup>宗家の場合も津軽家と同じように自発的に献上準備を開始した。

平田直右衛門（江戸家老）が杉村采女・杉村三郎左衛門（国元家老）に宛てて送った七月晦日付の書状では、幕府による鷹匠の家系調査があったことを知らせ、朝鮮鷹の献上を以前のように再開できるかを確認している。さらに、同じく八月一三日付の書状では、江戸に



鷹場が設置されたことを報告した上で、朝鮮鷹の献上が近日命じられる見込みであり、朝鮮では鷹調達の道筋が途絶しているため、早急に倭館と相談をするように指示をしている。これを受けた杉村は吉田兵左衛門（倭館館守）に対して、江戸からの八月一三日付書状の内容を伝達し、朝鮮鷹の調達方法を指示している。

同年九月一三日には平田直右衛門が朝鮮御用老中の土屋政直に呼び出され、吉宗が朝鮮黄鷹（若鷹）一居を所望しており、これを入手できないかと「内所」による「御尋」を受けた。朝鮮御用老中とは、宗家が担う朝鮮通交Ⅱ「朝鮮御用」を掌る老中のことである。<sup>53</sup>この時、幕府は朝鮮鷹献上を朝鮮御用とみなしたため、土屋を通して「御尋」をしたのであろう。これに対して、直右衛門は三〇年中絶しているため調達方法が不明だが、それさえ確立すれば可能であると返答した。

ただし、前述のとおり、宗家はこの「御尋」を受ける前から朝鮮鷹の調達方法を模索していた。江戸から指示された当初の方法は、倭館の役人や町人を通して近郷の地頭が飼育している朝鮮鷹を購入入できるような内諾を得ておき、幕府からの指示が出てから購入するというものであった。しかし、その後は地頭からの購入では延引する可能性があるため、東萊府を通じた正規の方法を用いて朝鮮鷹を調達するように方針が変更されている。倭館で記録された毎日記によると、<sup>54</sup>十一月一日には既に朝鮮鷹の調達を東萊府に願い出ており、同月一五日には都（漢陽）へ注進されることが倭館に伝えら

れた。一二月には都で許可が下りていることを『李朝実録』から確認でき、<sup>55</sup>一二月二三日には都からの返答が東萊府を通して倭館へ返ってきている。都からの回答を待つ間、対馬と倭館では鷹匠・餌打の倭館派遣や鷹部屋建設といった朝鮮鷹輸入の準備が進められた。

享保二年二月五日には「御調鷹」三居が倭館に運びこまれたことが鷹匠から報告されており、<sup>56</sup>その後次々に鷹が倭館へ運びこまれ、二回に分けて対馬へ輸送された。鷹の輸送には鷹匠と餌打が一人ずつ同行し、対馬鰐浦までは御米漕船、<sup>57</sup>鰐浦から府中までは村船を使用した。<sup>58</sup>先に出発した船が長州に漂流するといったアクシデントがあったものの、三月一三日には対馬鶏知浦に到着し、陸路で府中へ運ばれた。先に到着していた後発の二居を加えると、合計七居の朝鮮鷹が府中に輸送されたことになる。

一方、江戸では享保二年三月一三日に月番老中阿部正喬から呼び出しがあり、「鷹之儀」について大久保常春から「御尋」があるため大久保屋敷を訪問するよう指示があった。<sup>59</sup>宗家留守居がそのまま大久保屋敷へ向かうと、大久保家人から朝鮮鷹献上の先例を尋ねられた。これに対して、宗家は回答の口上書を大久保へ提出している。そして、四月一日には大久保家人から鈴木左次右衛門（江戸留守居）へ書付一通が渡された。

#### 口上之覚

朝鮮黄鷹献上之儀毎々打留候年者十居余、少く候とも五・六居

可被献候、此度ハ追々不及被差下、溜置候而二・三度程ニ於御  
当地可被差上候、

大久保からの指示は、①「朝鮮黄鷹」献上は、毎年一〇居余り、  
少なくとも五〜六居を献上するように、②今年は追々江戸へ差し下  
すことはせずに溜めておいて、二〜三回に分けて江戸に差し上げる  
ように、の二点であった。この時、大久保から献上対象として「黄  
鷹」若鷹を指定されていることをまずはおさえておきたい。なお、  
翌日、鈴木は土屋へ大久保からの書付写を届け、朝鮮鷹の調達状況  
を報告した。

ところで、宗家は、大久保からの指示に先だつて朝鮮鷹の輸送を開  
始している。天和期以前とは異なり大坂には朝鮮鷹を受け取る近江  
鷹師衆が配置されておらず、再開後初めての献上ということもあり、  
同年の朝鮮鷹献上は江戸で実施されることとなった。享保二年  
四月二一日には、対馬府中で待機していた朝鮮鷹六居が出船し、五  
月二六日には大坂に到着した。この間、船中で六居の鷹すべてが痛  
み、河口で一居が死んだため、大坂に到着したのは五居であった。  
また、長期間の船旅によって目を患った鷹もいたため、大坂で一〇  
日程休んで江戸へ出発した。江戸に到着したのは六月二六日で、こ  
の時、鷹の数は四居になっていた。つまり、倭館出発時には七居だつ  
た鷹は移動中に次々と死に、江戸に到着する頃には四居まで減つて  
いた。この鷹の死からは、倭館から江戸までの長期間におよぶ輸送  
が鷹にとって大きな負担であったことが分かる。さらに、春から夏

表1 朝鮮鷹の輸送過程（享保2～4年）

輸送群	1	2	3	4
倭館	享保2年 2月5～11日：鷹6居が入来 2月14日：病鷹1居を返却 2月18日：鷹5居が対馬へ出発 2月23～晦日：鷹2居が入来 3月8日：鷹2居が対馬へ出発	享保2年 10月晦日：鷹19居が対馬へ出発	享保3年 2月8日：鷹16居が対馬へ出発 4月2日：鷹18居が対馬へ出発 4月28日：対馬へ出発予定の鷹19居のうち1居が死に、18居を連れて出発する	享保3年 10月20日：求請鷹11居が入来し、鷹師吟味の上で3居を受け取る 享保4年 正月16日：鷹15居が対馬へ出発 2月28日：鷹15居が対馬へ出発
対馬	享保2年 3月11日：鷹2居が府中に到着 3月13日：鷹5居が鶏知浦へ到着、陸路で府中へ 4月2日：鷹1居が死ぬ 4月21日：鷹6居が府中を出発	11月12日：鷹19居が府中に到着 12月7日：鷹10居が府中を出発 享保3年 正月26日：鷹9居が府中を出発	2月15日：鷹16居が府中に到着 4月11日：鷹18居が府中に到着 4月22日：鷹11居が府中を出発 5月7日：鷹18居が府中に到着 9月5日：藩主宗義方の死去に伴い、久田御茶屋跡へ鷹18居を放鳥	享保4年 (輸送中に2居が死ぬ) 正月27日：鷹13居が府中に到着 2月4日：鷹1居が死ぬ 3月9日：鷹15居が府中に到着 3月22日：鷹15居が府中を出発
大坂	享保2年 (輸送中に鷹1居が死ぬ) 5月26日：鷹5居が大坂に到着	享保3年 正月3日：鷹10居が大坂に到着 2月4日：幕府鷹役人が大坂で鷹10居を受け取る。 2月23日：鷹9居が大坂に到着	(5月28日：輸送中に鷹1居が死ぬ) 6月3日：鷹10居が大坂に到着 6月15日：鷹2居を浅野光晟に売却 10月12日：鷹1居が死ぬ 12月8日：鷹1居を西尾忠尚に進上 12月12日：鷹1居を浅野光晟に進上 12月24日：鷹1居を池田継政に進上 12月27日：鷹1居が死ぬ 享保4年 正月29日：鷹1居が死ぬ 正月29日：鷹1居を松平頼豊に進上	(献上の経過は不明)
江戸	享保2年 6月26日：鷹4居が江戸に到着 7月9日：大久保常春屋敷にて鷹2居を受け渡す 7月11日：献上を見送っていた鷹1居を大久保屋敷にて受け渡す	享保3年 2月19日：鷹10居が幕府鷹役人とともに江戸に到着 4月1日：鷹9居が江戸に到着 4月3日：鷹9居を幕府鷹匠頭へ受け渡す	(幕府への献上は無し)	(献上の経過は不明) 享保4年 5月24日：鷹10居の献上に対する返礼奉書を受け取る

(出典) 前掲「御鷹記録 壹番」、前掲「御鷹記録 貳番」、国会宗家文書108・110・111・112・113・114・115・116、「御在府毎日記」(対歴宗家文書・日記類Aa-1-138)、東大宗家文書1-154・1-158をもとに作成。

にかけての輸送も鷹にとつては過酷だった。享保二年の献上後には大久保常春から、「暑氣」にさらせば鷹が痛んでしまうため翌年の朝鮮鷹献上は四月までには執り行うよう指示がなされている。表一には倭館から江戸までの朝鮮鷹の輸送過程を鷹のまとまり毎に示したが、輸送中の鷹の死の多くは正月～五月の期間に発生している。このように、吉宗の將軍就任に伴う朝鮮鷹の調達と輸送は再開後最初の献上ということもあり、十分な準備がなされないまま、適当ではない時期に実行されたのである。

宗家は江戸に輸送された朝鮮鷹を数日休ませた上で献上の手続きに入った。七月五日、鈴木左治右衛門は土屋政直へ献上伺いの口上書を持参したものの、土屋から月番老中へ伺いを立てるよう指示があったため、阿部正喬（月番老中）に朝鮮鷹を献上したい旨とその詳細を記した口上書を渡した。阿部からは追って差図をするとの返答があり、鈴木はそのまま大久保屋敷を訪問した。ここでは、鈴木が大久保に対して、朝鮮鷹四居のうち一居が「殊外痛」んでいるため献上できるのは三居のみであることと献上手続きの状況を報告している。同月七日には、鷹匠から朝鮮鷹三居のうち一居が「病鷹」になったとの連絡が入り、これを原宅右衛門（江戸留守居）が阿部と大久保へ報告した。さらに、同日には阿部から呼び出しがあり、朝鮮鷹献上は同九日に大久保屋敷での受け渡しによって執り行うことを書付で命じられた。併せて、朝鮮鷹三居のうち一居は患っているため、快復すれば三居、快復しなければ二居でも構わない旨

も伝えられている。これらを受けた宗家は翌八日に阿部へ「御鷹献上之御内見目録」を提出し、病鷹を除いた二居を献上する旨を伝えた。そして、献上当日の七月九日五時に原は鷹匠二人とともに大久保屋敷を訪問し、献上目録と朝鮮鷹二居を受け渡した。この時、幕府鷹役人が立ち会い、献上鷹に異常が無いことを確認している。同日には阿部から宗家へ使者が派遣され、返礼奉書が渡された。<sup>60</sup>さらに、献上されなかった病鷹一居についても後日に快復の様子がみられたため、阿部に相談した上で同月一日に大久保屋敷で受け渡し、同日に阿部から返礼奉書が発給されている。<sup>61</sup>

献上までの過程に注目すると、最初は宗家と深いつながりを持つ朝鮮御用老中の土屋から内々の相談があり、その後は月番老中の阿部が形式的に関わりながらも献上にかかる具体的な指示は鷹掛若年寄の大久保が出した。また、宗家は土屋に献上伺いを提出しようとするも、月番老中に提出するように指示を受けており、その後は朝鮮鷹献上に対する土屋の関与はみられなくなる。つまり、朝鮮鷹献上は幕府の鷹狩再興に際して「朝鮮御用」とみなされたが、後には他大名による定例的な鷹献上と同様の手続きをもって献上が遂行されたといえる。<sup>62</sup>

## 2 享保三年における朝鮮鷹献上

前項でみたとおり、享保二年に宗家は朝鮮鷹献上の再開を成し遂げたが、それと同時進行で次の献上準備にとりかかっていた。享保

二年七月、倭館では東萊府に対して、求請による朝鮮鷹の輸入再開交渉を開始している。<sup>63</sup>しかし、求請による朝鮮鷹の調達には都からの許可が必要で、献上の期日が四月だったこともあり、<sup>64</sup>すべてを求請で賄うことができず、その大部分を購入で調達することとなった。その結果、調達した一九居の内訳は「買鷹」一六居（そのうち訓導<sup>65</sup>から購入した一〇居、地頭から購入した六居）、求請鷹三居となっている。一〇月晦日には鷹一九居に鷹方足軽と餌打をつけて倭館を出発、一二月七日にはその内の一〇居が府中を出発、<sup>66</sup>享保三年正月三日には全ての鷹が無事に大坂へ到着した。

前年は停止後初めての献上ということもあり、宗家が江戸まで朝鮮鷹を直接輸送する方法をとることで將軍との主従関係をアピールしたが、この年からは大坂で幕府鷹役人に受け渡すことで定例的な献上を行えるように合理化を図った。正月一五日には朝鮮鷹の大坂到着が江戸屋敷に知らされ、大久保に献上の有無を問い合わせている。<sup>67</sup>同月一七日には大久保から大坂への役人派遣が伝えられ、二〇日には大坂に向けて幕府鷹匠頭組の二人が出発している。そして、幕府役人は二月二日に大坂へ到着し、四日に朝鮮鷹一〇居を受け取り、同月一九日には江戸に帰ってきた。その後、幕府鷹匠頭戸田五助の用人から宗家に鷹一〇居を受け取った旨が伝えられ、二五日には月番老中水野忠之からの返礼奉書が発給されている。<sup>68</sup>

さらに、宗家は国元に待機させていた残り九居の鷹を四月までに献上できるよう輸送を開始し、二月二三日には大坂へ到着してい

る。このことは江戸の宗家屋敷に伝えられ、三月五日には原宅右衛門が大久保屋敷を訪れて指示を仰いだ。<sup>69</sup>三月九日には大久保屋敷から呼び出しがあり、今回は朝鮮鷹を受け取るために大坂に幕府役人を派遣しないことが告げられた。ただし、道中の餌鳥と人夫などは幕府側の負担とし、大坂町奉行所から「道中御証文」が発行されることとなった。これを受けた宗家は大坂に留め置いていた朝鮮鷹の輸送を再開し、四月朔日には江戸へ到着した。また、同日中には大久保に献上の有無を確認し、四月三日には朝鮮鷹九居を戸田五助へ受け渡している。<sup>70</sup>こうして、宗家は同年二回目の朝鮮鷹献上を果たし、これに対する老中の返礼奉書は四月一五日に発給された。<sup>71</sup>

### 3 享保四年以降の朝鮮鷹献上

享保三年一二月一三日、大久保屋敷からの呼び出しに応じた原宅右衛門に古田七右衛門（大久保家用人）から翌年の朝鮮鷹献上についての指示が記された書付が渡された。<sup>72</sup>

朝鮮鷹之事、一度ニ成共二度ニ成共、十居余茂献上候様ニ最前相達候得共、去年之ことく鷹数多く相集儀ニ候者、四月比一度ニ献上候様ニ可被致候、尤鷹数之内ニ而撰立能鷹多く候者、十居可有献上候、四月比献上候積りに差越候、跡ニ而替り物か格別勝れたる鷹出申候ハ、是ハ追而成共差越可被申事、

戊十二月

享保三年の朝鮮鷹献上は調達された鷹の数が多かったため、幕府



による当初の指示に沿って二月と四月の二回に分けて実施された。これに対して、書付では翌年からは四月頃に一度にまとめて献上するようにという指示がなされており、大坂への役人派遣や朝鮮鷹輸送にかかる費用といった幕府側の負担を最小限にしようとする意図がみえる。ただし、献上後に替り鷹や格別優秀な鷹が出た場合は追って献上することが補足されているように、珍しい鷹は例外だった。このような幕府の指示に従って享保四年の朝鮮鷹献上が実施されることとなる。

享保四年献上分の鷹は前年一〇月から調達を開始した。倭館から対馬への朝鮮鷹輸送を確認できるのは、享保四年正月一六日と二月二八日で、それぞれ一五居ずつを運んでいる。三月二日には、このうちから一八居を乗せた鷹船が対馬を出発し、四月一日には大坂に到着した。同月一七日には幕府役人が一八居の内から一〇居を選び、これを受け取った。これに対して、五月二二日には水野忠之から返礼奉書が発給され、無事に献上を完了している。その後、六月二三日には大久保常春から呼び出しを受け、来年の献上も四月に一回にまとめて実施することが書付で命じられた。<sup>75</sup> これを受けた宗家は倭館館守へ翌年献上分の朝鮮鷹二〇居を例年通り調達するように指示を出しており、<sup>76</sup> 翌年の献上に向けて準備を開始している。

ところが、宗家が倭館で翌年分の鷹を調達し始めた頃、古田七右衛門から宗家へ次のような書付が渡された。

朝鮮鷹之儀来子年ハ被差上不及候、来々丑年之儀者来冬二至可相達候、

書付に記されていたのは、来年の朝鮮鷹献上は不要で、再来年については来年冬に指示をするという内容だった。さらに、古田が口頭で説明するには、当年は「朝鮮人献上」もあつて鷹数が多いため、来年の献上は無用とのことである。「朝鮮人献上」とは、朝鮮通信使の来日に伴う朝鮮鷹の献上のことで、吉宗の將軍就任を祝う享保四年の通信使に際して二〇居の朝鮮鷹が贈られた。<sup>77</sup> これに宗家が献上した鷹を合わせると、幕府の手に渡った朝鮮鷹は同年だけでも三〇居に及ぶ。このように、幕府は大量の朝鮮鷹を手に入れたため、翌年は宗家からの朝鮮鷹献上を受ける必要がなくなったのである。翌年の献上不要を命じられた宗家はすぐに倭館館守に朝鮮鷹調達の停止を指示している。

このような経緯から享保五年の献上は実施されなかった。享保六年分の献上については幕府側から指示があるはずだったが、海が荒れる冬の輸送を避けたい宗家は、享保五年六月に献上の有無を確認している。<sup>78</sup> これに対して幕府は献上に及ばないことを伝え、翌春に改めて献上の有無を確認するよう指示し、これに従って宗家は翌年六月に確認を行った。このような享保五年以降の宗家による献上有無の確認と幕府の回答を一覧にしたのが表二である。同表をみると、宗家は享保五年以降、献上不要を言い渡され続けており、唯一献上を受け入れられたのは享保一〇年の一回のみだったことが

分かる。

献上の有無を確認した間隔とその窓口に注目すると、享保一年までは大久保常春に毎年確認していたが、その次からは数年ずつ間隔があいている。さらに、享保一三年に鷹掛若年寄が大久保から水野忠定に交代すると、その後の窓口は月番老中になった。最終的には、享保一九年に月番老中松平乗邑から今後の献上有無の確認は不要で、「御用」の際に幕府側から献上を命じることが言い渡された。ちなみに、その後宗家が朝鮮鷹献上を実施したのは寛政六年（一七九四）正月であり、宗家による朝鮮鷹献上が、享保期以降、幕府の鷹調達手段の一つに定着しなかったことは明白である。

このように、享保四年六月までは幕府と宗家の両者によって朝鮮鷹献上の定例化が志向されていたが、通信使による一時的な献上もあわさったことで幕府の元に多くの朝鮮鷹が集まり、享保五年の献上は不要とされた。さらに、享保一九年には幕府が必要な年に宗家に献上を命じることが言い渡されたが、その後も寛政六年にいたるまで朝鮮鷹献上が命じられることはなかった。宗家による朝鮮鷹の献上は、近世前期の時点で幕府の重要なオオタカの供給源であったにも関わらず、享保期の幕府鷹狩再開に際しては定例化されなかったのである。では、その理由は何だったのであろうか。次章ではその理由について、幕府側と宗家側それぞれの立場から考えてみたい。

表2 宗家による献上有無の確認と幕府の対応

年	対馬宗家		幕府		翌年の献上	出典
	月日	献上有無の確認	月日	確認への回答		
享保5年	6月11日	鷹掛若年寄大久保常春へ確認の書付を提出。	6月14日	手元に余計にあるため来年の献上は不要。再来年の献上は来春に確認するように。	×	東大宗家文書 1-161
享保6年	5月4日	〃	5月22日	来年の献上は不要。再来年の献上は来夏に確認するように。	×	東大宗家文書 1-162
享保7年	5月15日	〃	6月8日	当分御用がないため来年の献上は不要。来年の献上は来年6月に確認するように。	×	東大宗家文書 1-166
享保8年	6月4日	〃	7月6日	来年の献上は不要。来年の献上は来年6月に確認するように。	×	東大宗家文書 1-169 東大宗家文書 1-170
享保9年	6月4日	〃	6月9日	能鷹を10居選び、来年4月頃一度に献上するように。	○	東大宗家文書 1-173
享保10年	6月11日	〃	6月15日	来年の献上は不要。再来年の献上は来年夏に確認するように。	×	東大宗家文書 1-176
享保11年	6月2日	〃	6月7日	当年から5年目の戌年（享保15年）に確認するように。	×	東大宗家文書 1-179
享保15年	6月8日	確認の書付を御用番松平乗邑に提出。	6月15日	当年から3年目の子年（享保17年）に確認するように。	×	東大宗家文書 1-188
享保17年	4月13日	〃	4月15日	再来年に確認するように。	×	東大宗家文書 1-193
享保19年	正月13日	〃	正月21日	今後は御用であれば幕府側より命じるため、重ねての確認は不要。	×	東大宗家文書 1-199

（出典）「毎日記（江戸）」（東京大学史料編纂所蔵、史料番号は表中に表記）。

### 三、朝鮮鷹の選別と輸送

#### 1 献上鷹の選定基準と朝鮮鷹の調達

まずは、幕府側の視点から考えていくことにしたい。徳川吉宗による鷹狩再興に伴って各大名家が鷹献上を再開したことには前章で触れたが、それらの中には宗家のように鷹献上の定例化が実現しなかった家も存在した。例えば、毛利家は享保期にハヤブサ献上を再開したが、「御用」としては定着しなかった。同家の事例を検討した越坂氏は、吉宗の個人的嗜好がオオタカ・ハイタカ・ツミ・ハヤブサといった「御鷹」の階層序列<sup>80</sup>を決定づけたとし、ハヤブサが下位に位置付けられたために毛利家の献上が定着しなかったと指摘した。前述したように、この頃の朝鮮鷹とは日本のオオタカよりも体格の大きいチョウセンオオタカである。当時の人々がチョウセンオオタカと日本のオオタカを厳密に区別できていたのかは不明だが、朝鮮鷹が將軍に献上されるオオタカとして定着しなかったのは明確であり、この要因については鷹の種類による「御鷹」の階層序列<sup>81</sup>の問題とは別に改めて検証する必要がある。よって、幕府から宗家に出された朝鮮鷹献上後の照会とそれに対する宗家の対応を分析したい。

#### (1) 享保二年の照会

享保二年七月一四日、朝鮮鷹三居を献上した宗家に対して、大久保常春から呼び出しがあり、献上鷹についての照会がなされた。その内容は、朝鮮鷹三居のうち一居が「鳥屋鷹<sup>82</sup>」である理由は、国元で飼っているためか、もしくは朝鮮人が飼っているためか、ということであった。これに対して、宗家側の鈴木左治右衛門は対馬では飼育しておらず、朝鮮人が飼育していると回答した。すると、大久保側から重ねて朝鮮人は鷹で何を捕っているのかを尋ねられた。鈴木は詳しく知っている訳ではないため役人と相談した上で改めて報告するとした。さらに、鷹籠の構造について確認があり、今回献上された鷹の状態が悪かったため次回からは鷹が痛まないように指示が出されている。以上のような大久保の照会に対して、翌日には宗家からの回答があった。

#### 口上覚

今度対馬守献上仕候御鷹三居之内鳥屋鷹一居有之候付、昨晚朝鮮之趣吟味仕候処、以前献上仕候以後数十年致中絶、此度朝鮮国江申越候故黄鷹計ハ急速ニ調り兼候故朝鮮人飼置候鳥屋鷹一居調法差渡し、黄鷹余慶無御座候故、右之鳥屋鷹相添献上仕候、彼国ニ而も鷹を飼、専雉子ニ合せ、其外雁・鴨をも為捉申由承及候、餌飼ハ雉子・鶏など用申由ニ御座候、据候節者右之拳ニ据申候由承及申候、其外海陸持越候鷹籠仕立、

別紙之通ニ御座候、

宗対馬守内

七月十五日 原宅右衛門

七月一五日の朝、原宅右衛門が久野茂左衛門（大久保家人用）に提出した口上覚である。まず、鳥屋鷹が一居入っていたことについては、以前の献上から数十年中絶し、黄鷹のみを急いで調達することが不可能だったため、代わりに朝鮮人が飼育していた鳥屋鷹一居を調達し、黄鷹に添えて献上したとする。次に、朝鮮での鷹狩については、専らキジに羽合せ<sup>83</sup>、ガンやカモも捕ると回答している。また、餌飼（鷹に餌を与えること）にはキジやニワトリを用い、据える時には右の拳に据えると伝えている<sup>84</sup>。最後に、輸送に用いる鷹籠の構造については、鷹籠の高さと口の直径は一尺八寸で、籠と敷物（「円座」）は畳表で包み、小細引で胴縄を四つかけると別紙で回答している。別紙では、陸上を移動する時は台に日覆いをした籠を乗せ、「暑氣之節」は籠の状態で輸送する。籠には窓がついており、鷹の様子を確認するために時々これを三寸程あけて水を与えながら輸送するとしている。

このような宗家の回答に対して大久保は、松前家が鷹を献上する際には鷹籠ではなく箱を用い、尾羽に傷がつかないよう尾袋をつけていることを伝え、差し支えがなければ宗家も同様の方法を

とるように指示をした。これを受けた宗家は松前家屋敷へ鷹匠と大工小頭を派遣して鷹箱の寸法と尾袋等を調査し、翌日には大久保屋敷を訪れ、次回以降の献上では一〜二居のみを箱に入れ、籠に入れた鷹であつても尾袋をつけることを報告した。

以上のやりとりからは、吉宗が鳥屋鷹ではなく黄鷹を求めていること、朝鮮の鷹狩に関心を示していたこと、大名家に対して痛鷹（傷ついた鷹）を減らすための指示を行っていたことが分かる。一点目の鳥屋鷹については翌年にも幕府から照会を受けていることから、具体的な分析は後に回したい。二点目については、幕府が宗家を通して鷹や鷹の養生に精通した朝鮮人を通信使に同行させるように打診<sup>85</sup>し、享保四年の通信使来聘時には宿所に鷹師頭を派遣して朝鮮における鷹の遣い方を尋ねさせたことから、吉宗政権が朝鮮の鷹狩に高い関心を示していたことが分かる<sup>86</sup>。また、吉宗は享保五年から朝鮮に棲息するという「海東青」と呼ばれる鷹を入手しようとするが、この動きも朝鮮の鷹狩への関心から生じたものである。三つ目については、幕府による鷹の調達方針をふまえる必要がある。幕府は鷹献上を再開した享保元年時点では鷹の量を確保することを重視していたが、鷹の調達体制がある程度構築されてきたことよって、二回目の献上からは鷹の質を重視するようになった<sup>87</sup>。このような背景から、輸送時に損傷を負っ



た痛鷹を減らすための細かい指示を出したのである。また、鷹の量よりも質を重視する幕府の方針が東北産のオオタカと同様に朝鮮鷹にも適用されたということは、宗家が献上する朝鮮鷹を舶来の鷹として珍重しようとしたのではなく、あくまでも鷹狩に用いるオオタカと認識していたといえる。実際、幕府鷹匠の記録には、<sup>88</sup>享保四年頃に幕府が所有した鷹の内訳は「大鷹三拾五居、鶴十三居、隼六居、都合五十四居」とされており、宗家が献上した朝鮮鷹は固有の種類鷹として把握されていない。また、同史料には「朝鮮二」や「朝鮮八」と呼ばれる鷹を確認できるが、これはオオタカの識別名であり、オオタカの名前を出所地からとるという当時の慣習に則ったものである。<sup>89</sup>このような幕府の鷹認識から、宗家が献上した朝鮮鷹が「朝鮮産のオオタカ」と認識されていたことを裏付けることができる。

## (2) 享保三年の「御尋」

享保三年四月四日、原宅右衛門に戸田五助（幕府鷹匠頭）から、鷹匠を連れて戸田屋敷を訪問するようにと指示があった。翌日、原が吉野磯右衛門（鷹匠）を連れて戸田屋敷を訪問すると、江黒平介（戸田家用人）から経緯の説明があった。それによると、吉宗が献上鷹を上覧した際に朝鮮鷹九居中一居が「塙鷹（＝鳥屋鷹）」

であることを指摘し、その理由について「御尋」があったという。

この「御尋」に対して原は、朝鮮の鷹主から直接調達した訳ではないため鳥屋鷹のことは知らされていなかったと説明した。また、宗家鷹匠は対馬に運び入れた時点で「山かへり（山帰り）」であることに気づいてはいたが、巧者の多い幕府鷹匠であれば役に立つと考えて献上したという。山帰りとは、生まれてから年明けまでを野生で過ごした鷹のことで、野生下で暮らした時間が長いため狩の技術は高いが黄鷹よりも調教が難しい。<sup>90</sup>鳥屋鷹ではなく山帰りとすることで人（宗家および朝鮮人）の手が加わっていないことを強調しようとする宗家側の意図がうかがえる。さらに、対馬には黄鷹を遣う場所がないため宗家の鷹匠は餌飼を一通り伝授されて鷹の輸送に付き添うばかりで、鷹の遣い方と仕込方を知らないことを併せて述べている。ここで宗家側は鷹匠の知識不足と技術的に未熟なことを説明し、あくまでも鳥屋鷹が含まれた理由が宗家側の過失ではないことを強調している。

戸田は宗家側の説明が記された口上書を添削のうえで受け取った。後日、吉宗が宗家の回答に納得し、献上鷹はすべて鳥屋に入れられたことが伝えられている。このように、宗家が献上した九居の朝鮮鷹は鳥屋鷹も含めたすべてが無事に受け入れられた。ところが、幕府側は鳥屋鷹の混入について宗家とは異なる見解を持つ

ていた。それは、朝鮮鷹は遠国からの輸送に数か月を要するため、その道中の籠の中で換羽をすることがあるというものであった。たしかに、倭館から江戸までの朝鮮鷹輸送は四〜五ヶ月ほどかかったことをふまえると（表一）、朝鮮における鷹の捕獲時期と倭館の出発時期によっては、黄鷹が江戸に到着する頃に換羽を終えていることは十分にあり得る<sup>91</sup>。しかし、献上鷹への鳥屋鷹混入は倭館での調達時には既に確認されるうえ、次に述べるように宗家が意図的に混入させることもあった。

### (3) 朝鮮鷹の選別

享保二年と同三年の献上に際して、鳥屋鷹と痛鷹が問題になったが、朝鮮鷹献上に向けた宗家側の動きを追ってみると、享保二年分の献上鷹調達の時点で、倭館に集められた朝鮮鷹のうちから兄鷹<sup>しやう</sup>と鳥屋鷹を返却するなど、鳥屋鷹の除外を念頭に置いた鷹の選別が実施されていた。それにも関わらず、献上鷹に鳥屋鷹が含まれたのは宗家側が意図的に混入させる場合があったためである。倭館から江戸までの輸送に際して、宗家が危惧していたのは道中における鷹の死であった。鳥屋鷹はその年に生まれた黄鷹よりも輸送に強いため、宗家としては鷹の死を避けるためにも鳥屋鷹を入れて献上を実施したかった。そのため、宗家はあえて一居だけ

鳥屋鷹を入れるような形で鷹を調達し、献上したのである。このような宗家による確信的な朝鮮鷹の調達と献上は享保二年に限らず翌年も行っている。ところが、鳥屋鷹に対する幕府側の反応をみて、宗家は鷹の選別を厳格化し、黄鷹のみの献上へと方針を転換することになった。以下では、享保四年分の献上鷹の選別をみていくことで、宗家による献上鷹の選別方針を明らかにする。

享保三年一〇月四日には鷹匠二人（吉野磯右衛門・倉掛式兵衛）・鷹方足輕一人・餌打二人が倭館へ到着した<sup>93</sup>。その後の一〇月二〇日には、両訳から求請鷹一五居が入来したという連絡が入り、鷹匠二人の選別のうえで三居を受け取っている。鷹匠によって朝鮮側が調達した鷹のうち五分の四が受取の対象外と判断されたのである。それでは、鷹匠はどのような基準から鷹を選別していたのであろうか。

同年八月二三日、鷹調達のために朝鮮へ渡ることになった吉野と倉掛に対して平田隼人（国元家老）が発行した書付によると、鳥屋鷹と兄鷹を除外して、「宜若鷹」のみを受け取るように命じている。つまり、宗家は鳥屋鷹と兄鷹を献上にはふさわしくないと認識し、倭館における調達段階でこれらを除外しようとした。もちろん、鳥屋鷹を除外したのは前述の幕府とのやりとりから生じたものであり、宗家が吉宗の嗜好に沿って朝鮮鷹の選別基準を厳

格化したのである。<sup>94</sup>

そもそも、鷹の献上において黄鷹が重要視されたのはツルを捕獲できる「鶴取」に成長する可能性があったためである。<sup>95</sup> 黄鷹は野生下では狩りを経験したことが少なく、人為的な調教も施されていないため、<sup>96</sup> 調教次第では「鶴取」などの優秀な鷹に成長する可能性が高かった。そのような理由から、鳥屋鷹の献上は不要とされたのである。

以上、幕府側の視点を整理すると、幕府は朝鮮鷹を「朝鮮産のオオタカ」と認識していた。しかし、オオタカは蝦夷地や東北地方から安定的に良質なものを供給できたことから、<sup>97</sup> 宗家による献上は相対的に優先度が低くなったとみられる。また、吉宗による鷹の嗜好は種類のみならず、年齢（黄鷹・鳥屋鷹）や性別（兄鷹・弟鷹）に及んだものの、宗家が献上した朝鮮鷹には鳥屋鷹が度々混入した。つまり、吉宗が求めたオオタカ―若鷹（黄鷹）のメス（弟鷹）―のみを朝鮮から調達・献上することが難しかったことが、享保期の鷹狩再興期に宗家による朝鮮鷹献上の定例化を妨げた一つの理由だった。

## 2 朝鮮鷹の輸送費用

次に、朝鮮鷹献上が定例化しなかった理由を宗家側の立場から

考えてみたい。享保二年三月、国元から江戸家老に対して、献上停止以前よりも物価が上昇したことで朝鮮鷹献上による損失が膨大であることを理由としながら、「向後ハ御献上鷹之員数も被減候様ニ有之度事」、さらには「毎年献上之旧例ニ者候得共、一・三年ニ一度宛被献候様ニ罷成間敷候哉」と伺っている。この国元からの伺いが受け入れられなかったことはその後宗家が毎年献上を実施しようとしたことから明らかだが、朝鮮鷹献上にかかる経済的負担について宗家内部で議論されていたことは重要である。この二つの費用に注目しながら、宗家側の負担について考えてみたい。

大名が將軍に鷹を献上する際は江戸までの鷹輸送にかかる費用を大名家側が負担することが一般的だった。一方、宗家のように幕府側からの便宜がなされる事例としては松前家を挙げることができる。両家の共通点は江戸から遠方に所在するという点である。松前家の場合は、松前から江戸までの輸送経路沿いの大名家に対して老中奉書が発給され、鷹輸送のための伝馬と鷹餌が役として負担された。<sup>98</sup> このような輸送体制の整備は、鷹の輸送にかかる伝馬と鷹餌が鷹献上大名にとって大きな負担であったことを示している。ただし、宗家による朝鮮鷹輸送では輸送経路沿いの大名家に対して輸送費用が負担されることはなく、幕府役人が大坂へ派

表3 鷹1居の輸送に必要な費用見積

通番	費目	費用(銀)
①	鷹1居	1貫50匁
②	餌鳥鶏30羽	120匁
③	鷹目付1人分宛行	563匁5分
④	鷹師2人分宛行	713匁5分
⑤	餌打2人分宛行	91匁
⑥	国元での餌打宛行	207匁9分
⑦	鷹目付・鷹師・餌打の朝鮮渡海中飯米	180目
⑧	鷹師・餌打の朝鮮帰国時飯米(15日分)	45匁
⑨	朝鮮から鰐浦関所までの鷹輸送船賃	70匁
⑩	鷹乗り船水夫の飯米および合力	173匁
⑪	鰐浦関所から府中までの鷹輸送船賃	30匁
⑫	大坂登船借賃	1貫320匁
⑬	鷹師・餌打の大坂登合力	54匁
⑭	鷹師・餌打の船中往来飯米	108匁
⑮	鷹師・餌打の大坂逗留旅籠(10日切)	62匁
⑯	海上輸送中の鷹用菜	260匁
⑰	鷹籠1つ	13匁8分
⑱	鷹部屋3ヵ所建築費見積(15貫)÷鷹58居	258匁
⑲	鳥飼五右衛門扶助	104匁
合計		5貫423匁7分

(出典)前掲「御鷹覚帳」より作成。

遣されて、同地で鷹を受け渡す方法が恒例だった。倭館から大坂までの鷹輸送を宗家が、そこから江戸までを幕府が担当することで、輸送時の負担を折半したのである。朝鮮鷹献上の再開に伴う輸送費の継続を見込んで、対馬藩勘定奉行所は享保二〜三年の事例をもとに鷹の調達・輸送にかかる費用を見積もった<sup>100</sup>。その内容をもとに鷹一居に必要な費用を一覧にしたのが表三である。費目は全部で一九種類(①〜⑲)が挙げられている。

①〜⑲の項目をそれぞれみていこう。①は朝鮮鷹そのものの費用である。朝鮮鷹の取引は木綿で行われたため、①は取引された

木綿を銀に換算した数値に相当する。②は鷹餌となるニワトリの代銀である。朝鮮鷹一居の餌としてニワトリの場合は一日一羽とされたことから、三〇日分、すなわち、対馬―大坂間の餌代であると考えられる。③〜⑥は鷹役人に支給する扶持米、⑦と⑧は対馬―朝鮮往復時に支給する飯米代、⑨・⑪・⑫は朝鮮から大坂までの船賃、⑩は水夫にかかる費用、⑬・⑭・⑮は対馬から大坂までの鷹輸送に付き添った鷹匠と餌打への合力米・飯米・宿代である。鷹輸送に同行する鷹役人には鷹目付・鷹匠・餌打があり、輸送期間における鷹の飼育・管理を担った。また、船賃や水夫といった海上輸送特有の費用もみられる。⑯は輸送中に携帯する鷹用の葉代である。享保二年の事例のように輸送中の朝鮮鷹は痛んだり、病気になったりすることが多く、その対策として朝鮮人参などの薬を携帯した。⑰は鷹籠にかかる費用である。この内訳には、籠・円座・筵・畳糸・七嶋といった材料費のほか、手間賃が含まれた。⑱は鷹部屋三か所の建築費見積の一五貫を五八<sup>101</sup>で割って出した数値である。朝鮮鷹献上の再開とともに倭館・対馬・大坂の三か所に鷹部屋が建てられた。これは朝鮮鷹献上の再開に伴う臨時の費用であるが、鷹一居にかかる費用として計上されている。⑲は鳥飼への扶助である。鳥飼は餌鳥を飼育するために配置された役職で、府中の金石城に居住しながら城内で鷹餌となる鳥



を飼育した。<sup>102</sup>

以上の一九項目は、朝鮮鷹そのもの(①)、朝鮮鷹の維持にかかる費用(②・⑬)、鷹役人にかかる費用(③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑬・⑭・⑮・⑲)、輸送手段にかかる費用(⑨、⑩、⑪、⑫・⑬)、その他(⑱)に分けられる。そのうち、鷹役人にかかる費用や輸送手段にかかる費用といった単発的な費用が大多数を占めている。一方、朝鮮鷹の維持にかかる費用のなかでも鷹餌代は単発的なものではなく、宗家が朝鮮鷹を手元に置いておく限り必要な費用であった。また、表三に計上されている鷹餌代は対馬―大坂間のみで、倭館―対馬間、対馬島内での餌代は含まれていない。鷹餌には主に新鮮な鳥肉を用いるため餌鳥を生きたまま輸送する必要がある、そこにも費用がかかった。朝鮮鷹の献上を維持するための経済的な負担とは鷹役人や輸送手段といった単発的な費用よりもむしろ鷹餌にあった。

### 3 鷹餌と地域社会

最後に、鷹餌の調達実態を検討することで対馬島内に潜在的に存在していた問題を明らかにするとともに、朝鮮鷹献上が島内地域社会へもたらした影響を考えてみたい。

一般的に、鷹献上大名が輸送に用いる鷹餌は領内で調達するほ

か、江戸までの道中で購入もしくは捕獲することで賄った。例えば、弘前津軽家は国元で調達した生きたメスのニワトリを山形までの道中の餌とし、そこから江戸までの餌は現地で購入した。<sup>103</sup>陸路で鷹を輸送する大名は津軽家のように現地調達することが多数だったと考えられる。一方、宗家の場合は輸送経路のほとんどが海路だったため、餌を現地調達する回数が限られた。また、道中で小鳥などを捕獲して餌に用いることもできない。そのため、宗家の場合は国元を出発する段階で大量の鷹餌を調達しておく必要があった。

表四は享保二年四月・十一月、同三年正月・四月に朝鮮鷹とともに対馬府中を出発した鷹餌を一覧にしたものである。海上輸送中の鷹餌にはニワトリ、ハト、ウズラ、スズメのほか、鳥が不足した場合の予備としてイヌが用いられた。朝鮮鷹一居に対する一日の餌は、ニワトリが一羽、ハトが二羽半とされたことから、<sup>104</sup>いづれも大坂までの餌としては少ない。餌とともに「船中餌鳥用銀」が渡されていることをふまえると、表四にみえる鷹餌の数は寄港地での餌調達を前提としたものだったと考えられる。それでも、表四からは対馬出発時に鷹餌となる膨大な鳥を調達しなければならなかったことが分かる。

これらの鳥はどのように調達されたのだろうか。享保二年四月

表4 対馬付中出発時の鷹餌

府中出発年月	鷹数	餌		備考
享保2年4月	6居	ニワトリ	30羽	郡より調達
		ハト	24羽	博多役方より調達
		ウズラ	20羽	博多役方より調達
享保2年12月	10居	ニワトリ	90羽	
		ハト	40羽	
		イヌ	2疋	船中で餌鳥が不足した場合の予備
享保3年正月	9居	ニワトリ	80羽	
		ハト	30羽	
		イヌ	2疋	船中で餌鳥が不足した場合の予備
享保3年4月	11居	ニワトリ	105羽	
		スズメ	30羽	

(出典)「御鷹覚帳」、「御鷹記録 老番」より作成。

には鷹餌毎の調達先が示されており、ニワトリは対馬島内の郷村(郡)から、ハトとウズラは博多役方から調達していたことが分かる。表四は対馬―大坂間の餌であるため、実際にはより多様な方法で鷹餌を調達していた。鷹餌調達方法には、(一)郷村からの上納・

買上、(二)島外からの輸入、(三)鳥飼による飼育・繁殖、(四)犬掛があった。

鷹餌調達の最も基本的な方法とされたのが、郷村からの上納と買上(一)である。享保二年三月一五日には倭館から輸送されてきた朝鮮鷹の餌にニワトリ一六〇羽が必

要になることから、郡奉行内野市郎左衛門に郷村からの調達を命じ、八郷にニワトリの上納が割り当てられた。しかし、急なニワトリの確保は困難だったようで、ニワトリが不足した与良郷はキジとカラスで代用ができないかを郡奉行に願い出て、許可を得ている。<sup>106</sup> さらに、同月二八日に郡方支配家老が郡奉行に対して、餌鳥が集まらなければ朝鮮鷹の輸送ができないため、速やかにニワトリを上納するように念を押している。これを受けた郡奉行は八郷からニワトリを一〇二羽ずつ買い上げるとし、「時作り」であっても速やかに持参するよう八郷に命令している。「時作り」とは時告鳥の役割を持ったニワトリのことである。<sup>107</sup> このようにして、八郷から集められたニワトリが表四にみえる郡からの三〇羽である。ただし、表四には朝鮮鷹が府中に滞在している期間の鷹餌が計上されていないことから、郷村から集められた餌鳥の数は実際にはもっと膨大な量だったことが推測できる。その後の鷹餌をめぐる郷村の状況を表すのが、次に示す「御鷹記録 老番」享保三年四月一三日条である。

昨日御郡方江御鷹餌鳥用ニ鶏百四・五十羽為差登候様ニ御郡江被申下候様ニ申遣候処、今日返答申来候ハ、去年信使御用之鶏三千羽八郷ニ而飼立候様ニ申下し、其後種鳥少々御渡候得共、無程御鷹用ニ種鳥不残御取上ケ被成、其後自分之飼用共

ニ差登せ候様ニ被仰付、折々申下し差登せ候故、信使御用之鶏を飼立候義者勿論自分所持之鶏迄御買上被成候故、八郷之鶏迄甚減し申候、時作り用之鶏迄不残御買上被成候様ニ御座候而ハ気毒千万ニ奉存候、八郷鶏数之義尋下シ置候処、未一両郷方返答差登せ不申候間、返答相揃次第員数書付掛御目候様ニ可仕候由申来ル、

郡方支配家老へ鷹餌用にニワトリ一四〇〇〜一五〇羽を上納するよう伝えたと、次の返答があった。去年、「信使御用」のニワトリ三〇〇羽を八郷で飼い立てるように命じたものの、それらの種鳥もすべて鷹餌として上納した。さらに、村々で個人が飼育しているニワトリも買い上げられることになったため、八郷のニワトリが激減した。「時作り」のニワトリまでをもすべて買い上げられることになれば「気毒千万」である。八郷へニワトリの数を尋ねたところ、いまだ一〜二郷から返答がないため、返答が揃い次第員数の書付を提出する。

このように、郷村では鷹餌によるニワトリの上納に加え、朝鮮通信使によるニワトリ需要が重なったことで、ニワトリ不足が深刻化していた。八郷におけるニワトリの数については、郡方支配家老が提出するとして書付が残っていないため明らかにすることができないが、個人所有のニワトリ、さらには「時作り」までも

が鷹餌調達のための買上対象とされた。「時作り」までを買い上げることになれば「気毒千万」とする郡方支配家老の認識からは、村の生活リズムを調整する「時作り」は村の成り立ちには必要不可欠な存在だったことが分かる。その「時作り」までをも鷹餌として納めなければならぬほど島内では深刻なニワトリ不足が生じていた。このように、島内における鷹餌調達は郷村から上納または買い上げられるニワトリを前提としたが、これを島内で持続させることは困難だった。そのため、(二)〜(四)の方法を(一)と並行して用いることで輸送時の鷹餌を賄った。

(二)の輸入先には博多と朝鮮が挙げられる。博多には宗家の蔵屋敷が置かれ、博多から対馬に向けた物資輸送の拠点となった<sup>188</sup>。表四にみえるハトやウズラは蔵屋敷に常駐する博多役が同地で購入し、対馬へ輸送したものである。また、ハトやウズラのほかにニワトリが輸送されることもあった。享保三年六月二五日には博多から輸送された鷹餌用のニワトリ一〇〇羽が対馬府中に到着し、そのうちオス一〇羽とメス四〇羽を「種鳥用」として郡方へ渡し、郷村に差し下すよう指示が出された。このように輸入したニワトリを郷村に配布して増殖させることは(一)の方法につながる。一方、朝鮮からはニワトリが輸入された。朝鮮鷹の求請再開に伴って、餌用のニワトリも物替ではなく現物で受け取ることとなり、朝鮮

から対馬までの餌に利用されたものと考えられる。さらに、朝鮮から対馬へもたらされたニワトリは博多からのニワトリと同様、「種鳥」として郷村へ配布されることもあった。

(三)は前述の鳥飼による鳥の増殖策である。鳥飼は享保二年一月五日に鷹餌の供給を安定させるために置かれた。鳥飼が飼育した鳥は「朝鮮・博多方調来り候鶏・鳩、其外雀」で、これらの鳥を金石城に居住しながら「庭籠」で飼育した。金石城内には鷹部屋があったことから、鳥飼が飼育した鳥は直接鷹部屋に移送され、そこで飼育されている朝鮮鷹に与えられたと考えられる。

(四)はイヌを鷹餌として利用するための屠殺行為である。表四にみえるように、海上輸送中に餌鳥が不足した場合にはイヌが鷹餌に用いられた。さらに、対馬島内のニワトリ不足に伴って、対馬滞在中の餌飼にもイヌが使用されるようになる。享保三年五月二〇日には鷹匠が鷹餌のための犬掛を停止していることが原因で餌不足が発生していると主張したことから、「鉄炮之者」に犬掛が命じられた。同時期から島内でのイヌによる餌飼が開始されたと考えられる。享保四年正月には二人にイヌ二匹ずつの犬掛を命じ、「犬計二而餌飼」し、ニワトリによる餌飼は実施しないこととした。つまり、島内におけるニワトリ不足の影響によって、島内で使用する鷹餌がニワトリからイヌに置き換わったのである。従来の研

究において、イヌの鷹餌利用は綱吉政権期を境に後退すると考えられてきたが、対馬では享保期になっても鷹餌にイヌを利用していった。これは対馬島内で餌鳥を持続的に調達することが困難だったためである。

このように、長期間におよぶ朝鮮鷹の海上輸送は大量の鷹餌を必要としたため、対馬島内では様々な方法を用いて鷹餌を調達した。しかし、鷹餌の供給を自前で行うには郷村に頼らざるを得ず、そのために郷村は慢性的なニワトリ不足に陥った。宗家側の視点から見た場合、朝鮮鷹献上の断絶には輸送費用の過重な負担と鷹餌の供給不足に二つ目の原因があったと指摘できる。

おわりに

本稿では享保期に宗家が朝鮮鷹献上を再開する過程を検討し、最終的に献上が定着しなかったことを明らかにした。従来、幕府の鷹調達手段の一つに位置付けられてきた宗家の朝鮮鷹献上は、享保五年以降に実施されることはほとんどなかったのである。献上が定例化しなかった理由として、吉宗が要求したオオタカの黄鷹を宗家側が安定して提供できなかったこと、鷹餌を含む莫大な費用と領民への負荷がかかったことを指摘した。朝鮮鷹の輸送について、本稿では宗家側の史料を用いたことから朝鮮―大坂間の



費用のみを検討したが、幕府が費用を負担した大坂―江戸間においても膨大な費用がかかったことを想定できる。例えば、近世前期に近江国に常駐した幕府鷹匠は享保期以降には置かれなかったため、大坂で朝鮮鷹献上が実施される度に江戸から役人が派遣された。また、幕府側が宗家の朝鮮鷹献上を一回にまとめて行うように指示をしたことから大坂への鷹匠派遣と江戸までの輸送にはかなりの費用がかかったことが分かる。つまり、朝鮮鷹の輸送は宗家と幕府双方に莫大な費用がかかっていたのであり、享保改革期の儉約方針も相まって、幕府・宗家とともに朝鮮鷹の輸送上を不要と判断したと考えられる。

さらに、この問題を考える上で宗家の献上構造における朝鮮鷹の位置づけをしておかなければならない。幕府は享保七年に全国の大名家に対して一律的な献上品の改定指示を行い、これに伴って大名家からの献上品が定例化されたことが指摘されている。<sup>11</sup>そこで、宗家の対応を確認してみると、享保七年の改定の結果、宗家による新規の年中献上品は、年頭の二種一荷（朝鮮鶴二・昆布一箱・御樽（酒）一箱）・二月の塩鱈・六月（在江戸時）の長鹿尾藻・暑気（在国時）の朝鮮塩鴨・寒気（在国時）の鮮鯛と定められた。<sup>12</sup>この改定では、一部の礼物を除いた「領分土産にあらざる物」、すなわち、大名領国からの産物以外を献上することは停

止されたが、宗家の場合は朝鮮で求めた品も「土産」に準じて献上するよう指示された。<sup>13</sup>それにもかかわらず、これらの定例的な献上品の選定をめぐる幕府との交渉過程において朝鮮鷹が改定の対象として認識されることはなかった。<sup>14</sup>つまり、朝鮮鷹は宗家の通例的な年中献上とは別枠の献上品であり、宗家側の自発的な献上ではなく、幕府の用命を受けての「御用鷹」だった。<sup>15</sup>このような別枠による朝鮮鷹献上は、近世前期まで宗家の「朝鮮御用」に起因する特殊な位置づけにあったが、享保期の鷹狩再興に際して吉宗は黄鷹を安定的に献上できない朝鮮鷹の価値を認めず、幕府・宗家双方の負担と儉約志向も相まって献上が定着しなかったのである。なお、享保期には「朝鮮御用」として朝鮮馬と朝鮮薬種<sup>16</sup>を献上した事例が確認できるが、これらをふまえた全体構造の解明は今後の課題としておきたい。

次に、鷹の状態維持と輸送にかかる諸問題の存在を明らかにすることができた。鷹の状態維持と輸送には膨大な費用がかかり、なかでも鷹餌の供給が問題となった。領内地域社会では、大量の鳥を必要とする鷹餌の調達過程においてニワトリ不足を引き起こしかねないという問題が慢性的に潜在化しており、享保期の鷹狩再興に際して、この問題が顕著な形で表出することとなった。鷹餌の調達は鷹の飼育において不可避免的に存在したため、この問題

は対馬に限らず他領でも構造化していたことが想定される。そのような視点から、他の大名家を事例に鷹餌の問題を検証していく必要がある。また、従来の研究では鷹献上をめぐる環境の問題は山論として立ち現れることが指摘されていたが、対馬の場合は鷹の棲息環境をめぐる山論よりも鷹餌の問題が深刻だったと指摘できる。今後は、鷹の飼育に不可避的に付随する鷹餌の問題を環境史のなかでも広く検討していくことが求められる。

以上のように、大名家の鷹献上には対幕交渉を伴う政治的側面があった一方で、献上鷹の状態維持と輸送に際しては地域に負荷を強いるような二面性があった。今後もこのような二面性を前提としながら、鷹の調達（捕獲）・輸送・献上の諸段階を総合的に評価していかねばならない。

最後に、今後の課題を挙げておく。一つ目は朝鮮鷹の種類の精査である。本稿では朝鮮鷹の種類について詳しく言及しなかったが、中世から近世前期にかけて宗家が輸入した鷹はオオタカに限らず、ハヤブサやハイタカもみられる。<sup>119</sup>さらに、享保五年以降には吉宗が「海東青」と呼ばれる鷹を手に入れようとする。このような朝鮮鷹の種類を精査して、朝鮮鷹の歴史性を明らかにすることが今後の課題である。

二つ目の課題は他大名家に対する朝鮮鷹の贈答・売却について

である。近世前期において宗家が輸入する朝鮮鷹は九州の大名にとって貴重なオオタカの供給源だった。<sup>120</sup>このような認識が享保期以降にどう変化するのかを検討する必要がある。また、朝鮮鷹が他大名家に贈答・売却されていたことは先行研究で指摘されてきたが、その変遷や使用実態については分かっていない。この点も課題としたい。

三つ目の課題として挙げられるのは宗家独自もいえる鷹匠のあり方である。幕府や大名家の鷹匠は鷹の飼育・調教を主な職務とするが、宗家の場合は当主が鷹狩をしなくなることもあり、鷹匠が鷹の調教を担当することがほとんどなかった。このことは、「於対州者黄鷹つかい申場所無之候故、鷹匠共つかい方・仕込様共存不申候」とする宗家側の認識に集約される。宗家の鷹匠は鷹の調教を担うというよりは、専ら鷹の飼育と輸送を職務の中心とした。<sup>121</sup>このような独自の鷹匠の存在形態については鷹匠という人々の在り方を考えるうえでも重要である。また、宗家の鷹匠は朝鮮鷹献上が定例化されなかった後にも存在し続け、そのまま幕末を迎える。この点については幕府の急な献上命令と朝鮮通信使に備えるためだったと見通しているが、天和期以降に自ら鷹狩を実施しなくなった宗家がなぜ鷹匠を維持し続けたのかという点は今後も追究していかねばならない。

- 1 北島正元「鷹場と目黒六カ村」(『目黒区史』東京都目黒区、一九六一年)、大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、一九九六年)、根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年)、山崎久登『江戸鷹場制度の研究』(吉川弘文館、二〇一七年)など。
- 2 『鷹・鷹場・環境研究』一〜五(二〇一七〜二〇二二年)、福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』(勉誠出版、二〇二二年)。
- 3 長谷川成一『近世国家と東北大名』(吉川弘文館、一九九八年)。
- 4 岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』(校倉書房、二〇〇六年)。
- 5 越坂裕太「長門萩毛利家における隼献上の位置」(『鷹・鷹場・環境研究』四、二〇二〇年)、同「甲斐柳沢家の巢鷹献上」(『鷹・鷹場・環境研究』五、二〇二二年)、同「御鷹」の献上・下賜」(前掲『鷹狩の日本史』)。
- 6 鷹の供給地で生じた山論については、白水智「近世山村の変貌と森林保全をめぐる葛藤」(同『中近世山村の生業と社会』吉川弘文館、二〇一八年)、初出は二〇一一年)、荒垣恒明「巢鷹をめぐる信越国境地域の土地利用規制」(池谷和彦・白水智編『山と森の環境史』文一総合出版、二〇一一年)などがある。鷹の捕獲・調達と地域との関係については、中野渡一耕「盛岡藩における巢鷹捕獲」(『鷹・鷹場・環境研究』四、二〇二〇年)、榎森進「松前藩と鷹鳥屋場知行」(前掲『鷹狩の日本史』)などがある。
- 7 前掲「甲斐柳沢家の巢鷹献上」。
- 8 森為三「朝鮮放鷹史」(宮内庁式部職『放鷹』吉川弘文館、一九三一年)、内藤雋輔「高麗時代の鷹坊について」(『朝鮮学報』八、一九五五年)、田川孝三「李朝の鷹房と鷹子進上」(『朝鮮学報』一四、一九五九年)。
- 9 田中健夫「朝鮮の鷹」(同『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二年、初出は一九七七年)。
- 10 泉澄一「対馬藩の高麗鷹進上にみる幕藩体制」(『関西大学文学論集』五〇—一、二〇〇〇年)。
- 11 尾道博「鷹供給ルートとしての朝鮮貿易」(同『近世日朝流通史の研究』五絃舎、二〇一三年、初出は二〇一二年)。
- 12 このほか、朝鮮通信使が献上した朝鮮鷹に関係する史料紹介として、吉田智史・宮崎克則「朝鮮通信使往来における不慮の死に関する史料」(『西南学院大学国際文化論集』三三—二、二〇一九年)がある。
- 13 前掲「御鷹」の献上・下賜」。
- 14 福田千鶴「豊臣政権期における鷹と鷹狩の位相」(『織豊期研究』二〇、二〇一八年)。
- 15 前掲「御鷹」の献上・下賜」。
- 16 「御鷹記録 老番」(対歴宗家文書記録類Ⅲ宗家奥向関係D3)。なお、本稿では長崎県対馬歴史研究センター所蔵対馬宗家文庫史料を「対歴宗家文書」、東京大学史料編纂所所蔵宗家史料を「東大宗家文書」、国立国会図書館所蔵宗家文書を「国会宗家文書」、九州国立博物館所蔵対馬宗家文書を「九博宗家文書」とする。
- 17 「御鷹記録 式番」(対歴宗家文書記録類Ⅲ宗家奥向関係D3)。
- 18 以下、毎日記の史料引用にあたっては、原題を採用し、可能な限り作成地と作成部局を併記する。東大宗家文書・国会宗家文書・九博宗家文書の閲覧には各データベースを利用した。
- 19 享保期の国元と江戸の毎日記には朝鮮鷹献上に関する事項を記した「御鷹帳」という帳簿の存在が示される。本稿で分析する「御鷹記録」は国元家老が記した国元視点の史料であり、国元毎日記と共通する内容が多く含まれていることから、国元毎日記に示される「御鷹帳」のこのことと考えられる。一方、江戸毎日記において「御鷹帳」に記すとされ

る内容は「御鷹記録」にはみられない。つまり、「御鷹帳」は国元と江戸で作成され、そのうちの国元の帳簿が「御鷹記録」として対馬宗家文庫史料に伝来したと考えられる。

20 タカ目の中で比較的小型の鳥およびハヤブサ目に属する鳥の総称。

21 チョウセンオオタカは日本の固有亜種オオタカ (*Accipiter gentilis fujiyamae*) と比較して体長が大きく、全体的に淡色なのが特徴である (公益財団法人山階鳥類研究所「オオタカの日本固有亜種とヨーロッパ産亜種との識別に関する調査業務報告書」環境省自然環境局野生生物課、二〇一五年)。

22 以下、前掲「朝鮮放鷹史」。

23 中国から珍重されたのは「海東青」と呼ばれる鷹で、これはシロハヤブサ (*Falco rusticolus*) に比定されている (前掲「朝鮮放鷹史」)。

24 前掲「朝鮮の鷹」。

25 前掲「豊臣政権における鷹と鷹狩の位相」。

26 なお、豊臣秀頼に対して朝鮮鷹を献上していたことも確認できる (福岡千鶴『慶長・元和期の「公儀」変質過程の研究』九州大学基幹教育院、二〇一六年、七二頁)。

27 前掲「対馬藩の高麗鷹進上にみる幕藩体制」。泉氏は宗家から幕府への朝鮮鷹献上には毎年年末までに宗家の鷹匠が朝鮮鷹を倭館から大坂まで輸送し、正月に大坂で幕府役人に受け渡し、江戸までは幕府側が輸送するという「定式」があったことを指摘した。

28 以下、対馬と朝鮮との貿易については、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)による。

29 松平信綱は、幕府の鷹方支配役として鷹場役人の支配や鷹場の管理・拝領を担当したほか (岡崎寛徳「近世前期における江戸幕府御鷹方支配役と若年寄」『大学院研究年報 文学研究科篇』二六、中央大学、

一九九七年)、大名から幕府への献上取次と披露を担当した (前掲「長門萩毛利家における隼献上の位置」)。

30 「御在江戸中毎日記 (江戸)」万治四年正月二三日条 (東大皇家文書一八)。なお、東大史料編纂所の管理名は「江戸藩邸毎日記」であるが、本稿では上記のように毎日記の表記を統一する。

31 前掲「御在江戸中毎日記 (江戸)」万治四年正月二四日条。なお、同返礼奉書は九博宗家文書に伝来する (「老中連署奉書」九博宗家文書〇〇二一六〇七〇一)。

32 前掲「御鷹記録 老番」。

33 齊藤司「近世前期における五畿内近国の鷹場編成」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』岩田書院、一九九七年)。例えば、慶安四年 (一六五二) 正月二八日、宗家の江戸屋敷を訪れた鷹匠衆比留長兵衛と井ノ口太郎八郎が鷹一五居を大坂で受け取ったことを報告している (日記 (江戸)) 東大皇家一―二)。

34 泉氏は寛永一一年正月六日条から「酒井讚岐殿へ朝鮮方若鷹二居召越候を致進上度之由案内被仰候」という一文を引用して、幕閣 (酒井忠勝) へ朝鮮鷹を献上していたと解釈している。しかし、その直後には「同日、松平伊豆守殿へも御状被遣、朝鮮之若鷹被成進上度候間、酒井讚岐殿被仰合被成御披露候答被下之由被仰入候」とあり、翌日には「上様へ朝鮮之若鷹二居御進上、酒井讚岐殿・松平伊豆殿へ御状相添申候」とあることから、酒井忠勝と松平信綱を取次とした将軍徳川家光への献上と解釈すべきである (「日々記 (江戸・京都ほか)」対歴宗家文書日記類 (補遺) Aa-1-1)。

35 万治四年の事例のほか九博宗家文書に伝来する老中返礼奉書に「初鷹」の文字がしばしばみえることから、後掲する史料のように天和期には



- 江戸での初鷹献上が恒例になっていたと考えられる。なお、近世前期の返礼奉書の分析については今後の課題としたい。
- 36 寛永十一年正月一二日付老中奉書によると、幕府側が大坂で「朝鮮之大鷹十五聯」を「如例年」受け取ったことを確認できる（『酒井忠世等連署奉書』九博宗家文書〇〇七〇一〇一〇一）。前述の万治四年の例とあわせると、「初鷹」二居は江戸で、残り一五居は大坂で献上することが恒例になっていたと考えられる。
- 37 細川忠利は豊前国小倉を領した時代に下関から朝鮮鷹を度々購入している（西日本文化協会編『福岡県史 近世史料編細川小倉藩(一)』福岡県、一九九〇年）。
- 38 田代は対馬藩の飛び地である。肥前国佐賀領主の鍋島勝茂が田代に良い鷹がいれば鷹匠を送るように命じており、朝鮮鷹を求めたものと考えられる（伊藤昭弘「鍋島勝茂と鷹」前掲『鷹狩の日本史』）。
- 39 「御留守毎日記（江戸）」天和三年（東大宗家文書一―五七）。
- 40 前掲『江戸幕府放鷹制度の研究』。
- 41 根崎光男「生類憐み政策の成立に関する一考察―近世日本の動物保護思想との関連で―」（『人間環境論集』五―一、二〇〇五年）。
- 42 前掲「生類憐み政策の成立に関する一考察」。
- 43 岡崎寛徳「幕府生類憐みと大名の鷹贈答―津軽家を事例として―」（前掲『近世武家社会の儀礼と交際』、初出は一九九九年）。
- 44 ただし、大名の鷹献上の縮小傾向は綱吉政権以前にもみられる。例えば、寛永期から將軍家に対して定例的にハヤブサを献上していた萩毛利家は三代將軍徳川家光が死去した慶安四年（一六五二）に献上停止を命じられた（前掲「長門萩毛利家における隼献上上の位置」）。
- 45 「御在国毎日記（対馬）」（対歴宗家文書Aa-1-55）。
- 46 前掲「御在国毎日記（対馬）」。
- 47 餌打は鷹の餌となる生き物を屠殺して鷹餌を調達する役職である。鷹餌の調達を担う役職としては野生の鳥を捕獲する餌指の方が一般的だが、宗家では餌指よりも餌打の方が多く存在した。これは海に囲まれた対馬では餌鳥を陸上で捕獲するよりも朝鮮鷹と一緒に輸送される生きた鳥を屠殺する機会の方が多かったためである。
- 48 「毎日記（対馬）」（対歴宗家文書Aa-1-56）。
- 49 寛永〱寛文期の国元毎日記からは、宗家当主（義成・義真）が領内で鷹狩を実施したことを確認できる。また、寛文期には鉄砲禁止と捕鳥禁止を定めたいわゆる鷹場の整備も確認できるが、このような領内の狩猟制度については稿を改めて論じる。
- 50 二〱三章では、出典を示さない限り、註一六と註一七の史料による。
- 51 岡崎寛徳「享保期における鷹献上と幕藩関係」（前掲『近世武家社会の儀礼と交際』、初出は二〇〇〇年）。
- 52 前掲「享保期における鷹献上と幕藩関係」。
- 53 古川祐貴「対馬宗家と朝鮮御用老中」（『日本歴史』八三一、二〇一七年）。
- 54 「毎日記 九（倭館・館守）」（国会宗家文書一〇六）。
- 55 『李朝実録』肅宗四十二年一二月条。
- 56 「毎日記 拾（倭館・館守）」（国会宗家文書一〇八）。
- 57 五〇〇〱一〇〇〇石級の船で、呼称は倭館からの帰国時に必ず朝鮮米を積んでいたことによる。同船には米以外の貿易品も積まれていた（前掲『近世日朝通交貿易史の研究』）。
- 58 前掲「毎日記 拾（倭館・館守）」。
- 59 「御留守中毎日記（江戸）」享保二年三月一三日条（東大宗家文書一―一五一）。
- 60 同老中奉書は卷子装に仕立てられて九博宗家文書に伝来する（『老中堅紙奉書』九博宗家文書〇一一一五四〇一）。

- 61 「老中堅紙奉書」(九博宗家文書〇一一一五四六〇一)。
- 62 定例的に鷹献上を実施した大名は、月番老中に献上伺いを提出し、同人から返礼奉書の発給を受けた。ただし、このような月番老中の関与は形式的なもので、献上にかかる実質的な指示は鷹掛若年寄が行った(前掲「長門萩毛利家における隼献上の位置」)。
- 63 「毎日記 二(倭館・館守)」(国会宗家文書一〇九)。
- 64 八月六日付の江戸からの書状によると、朝鮮鷹は一〇居余、少なくとも五〜六居を一回にまとめるか二回に分けて献上すること、「暑氣」になれば鷹が痛むため四月までには献上することが幕府より命じられている。なお、この書状は九月六日には国元へ到着しており、その後、同内容が倭館に伝えられたと考えられる。
- 65 朝鮮人の通訳官(訳官)のこと(田代和生『新・倭館』ゆまに書房、二〇一一年)。「両訳」ともいう。
- 66 「御在府毎日記(対馬・表書札方)」享保二年二月七日条(対歴宗家文書Aa-1-138)。
- 67 「御留守中毎日記(江戸)」享保三年正月一五日条(東大宗家文書一―一五四)。
- 68 「老中奉書」(九博宗家文書〇一一一四〇三〇二)。
- 69 前掲「御留守中毎日記(江戸)」享保三年三月五日条。
- 70 前掲「御留守中毎日記(江戸)」享保三年四月三日条。
- 71 「老中奉書」(九博宗家文書〇一一一四一三〇一)。
- 72 「書付」(九博宗家文書〇〇二二五〇三〇一)。
- 73 「毎日記(江戸)」(東大宗家文書一―一五六)。
- 74 「老中奉書」(九博宗家文書〇一八〇一〇八〇一)。
- 75 「御留守毎日記(江戸)」享保四年六月二三日条(東大宗家文書一―一五八)。
- 76 「毎日記 二(倭館・館守)」享保四年一〇月一二日条(国会宗家文書一〇九)。
- 77 山本博文『対馬藩江戸家老』(講談社、一九九五年)。
- 78 「御留守中毎日記(江戸)」享保五年六月一日条(東大宗家文書一―一六一)。
- 79 「御在国毎日記(江戸)」(東大宗家文書一―三三八)。
- 80 前掲「御鷹」の献上・下賜」。
- 81 享保三年に宗家が献上した朝鮮鷹は、翌年より鶴取(ツルを捕獲することのできる鷹)に調教する方針がとられたことから(前掲「御鷹記 録 式番」)、朝鮮鷹には優秀な鷹が多く、幕府側もそれを期待していたと考えられる。よって、宗家が献上した朝鮮鷹の中にはツルを捕獲する可能性を秘めた優秀な鷹もいたことから、チョウセンオオタカという鷹の種類そのものが避けられたとは考え難い。
- 82 鳥屋(塙)鷹とは換羽を終えた一歳以上の飼養されている鷹のことである。
- 83 「羽合せ」とは、鷹を据えた腕から獲物に向けて放つことをいい、「翕」の文字を用いることもあった(福田千鶴「鷹の種類と調教」前掲『鷹狩の日本史』)。
- 84 吉宗が採用した鷹術である吉田流では鷹を左の拳に据えるのが基本とされる。右の拳で仕込まれた鷹を左手に据えると鷹の方向感覚が狂い、鷹匠との「羽合せ」のタイミングが合わなくなる(福田千鶴氏のご教示による)。よって、右腕用に調教された朝鮮鷹は日本では役に立たない判断された可能性がある。
- 85 前掲『対馬藩江戸家老』。
- 86 根崎光男「吉宗政権と放鷹制度の復活」(前掲『江戸幕府放鷹制度の研

究」、初出は二〇〇七年。

87 前掲「享保期における鷹献上と幕藩関係」。

88 「享保年中御鷹心得方其外帳」（宮内庁書陵部所蔵、国文学研究資料館新日本古典籍総合データベースにて閲覧）。

89 岡崎寛徳『鷹と將軍』（講談社、二〇〇九年）。

90 大塚紀子『鷹匠の技とところ』（白水社、二〇一一年）六四頁。

91 オオタカの換羽は年一回だけで、幼鳥は生まれた翌年の夏季から秋季にかけて徐々に幼羽から第一回冬羽に換羽をする（環境省自然環境局

野生生物課「オオタカ識別マニュアル」山階鳥類研究所、二〇一五年）。

92 兄鷹はオスの鷹を指し、史料によっては「小」とすることもある（前掲「御鷹記録 忝番」）。鷹狩に使用する鷹はオスよりもメス（弟鷹）の方が

大型かつ狩猟能力が高いと評価されたため、献上鷹にもメスを重視する傾向が強かった（前掲「甲斐柳沢家の巢鷹献上」）。

93 「毎日記 六（倭館・館守）」享保三年一〇月四日条（国会宗家文書一一四）。

94 享保二年七月一九日、倭館に渡海する鷹目付と鷹匠に対して平田が発行した書付には、鷹の「大（弟鷹）」と「小（兄鷹）」の選別を命じたが、

鳥屋鷹に関する項目はない。このことから、享保二年から同三年の間に鳥屋鷹選別の厳格化が生じたことが分かる。

95 前掲「鷹の種類と調教」。なお、鶴取の鷹は一六世紀を画期に領主層に珍重されるようになり、同時期には鶴取を仕込むための人為性の高い

鷹術が生みだされた。鶴取の調教過程ではツルの反撃を受けて鷹が傷つき、死に至ることも少なくなかった（拙稿「近世初期における鷹の

調教と鶴取」『鷹・鷹場・環境研究』三、二〇一九年）。

96 毛利家は不時の献上を遂行するにあたり付加価値として狩猟能力を向上させようと献上予定の巢鷹を調教したが、同時期にハヤブサを献上

した磐城平内藤家と加賀前田家はいずれも調教を実施しておらず、鷹を大名側で調教して献上することは一般的ではなかったとされている（前掲「長門萩毛利家における巢鷹献上の位置」）。

97 前掲「鷹と將軍」。

98 前掲『近世国家と東北大名』。

99 例外として、享保三年における二回目の朝鮮鷹献上がある。この時の鷹輸送では上述のとおり、大坂町奉行所発行の「道中御証文」によつて大坂から江戸までの餌鳥と人夫などを幕府側が負担した。

100 「御鷹覚帳（対歴宗家文書記録類I補遺 ㊦㊧）」。同史料は表書札方が「勘定所之帳」を書き写して作成したものである。

101 天和三年の鷹輸入停止に伴う物替の換算根拠となった鷹の数が五八居だが関係は不明である（前掲「鷹供給ルートとしての朝鮮貿易」）。

102 前掲「御鷹覚帳」。

103 前掲「鷹と將軍」。

104 前掲「御鷹記録 忝番」。ウズラとスズメの目安は不明である。

105 「毎日記（対馬・郡奉行所）」享保二年三月一五日条（対歴宗家文書日記類 A4-155）。

106 前掲「毎日記（対馬・郡奉行）」享保二年三月二五日条。その後、カラスは「殊外恰合」が悪いために差し止められ、キジのみを上納するよう指示があった。なお、キジは生きたままではなく餌に使用できる新

鮮な状態で上納するよう指示されていることから、キジは府中で朝鮮鷹を維持するための餌に限って使用されたことが分かる。

107 肥後国天草郡高浜村の庄屋日記には「一番鶏之頃」や「二番鶏頃」というような時刻の表現が記されることから、村では時告鳥としてのニワトリの役目があったことが指摘されている（東昇『近世の村と地域

- 情報』吉川弘文館、二〇一六年)。また、東氏は村のニワトリには時告鳥のほかに鶏卵の利用があったことを指摘している。
- 108 尾道博「博多における対馬藩蔵屋敷について」(前掲『近世日朝流通史の研究』、初出は一九九六年)。
- 110 前掲「御鷹覚帳」。
- 109 前掲「御鷹覚帳」。
- 111 塚本学『生類をめぐる政治』(平凡社、一九八三年)。
- 112 前掲「長門萩毛利家における隼献上の位置」。
- 113 「吉宗様御代公私御用向拔書 六番」公義御法事并被下献上御礼物員数減少之儀被 仰出之事(対歴宗家文書記録類Ⅰ表書札方<sup>③</sup>一)。
- 114 前掲「吉宗様御代公私御用向拔書 六番」公義御法事并被下献上御礼物員数減少之儀被 仰出之事。
- 115 幕府月番老中との交渉過程では、上記の定例的な献上品のほか、宗家側からは干鯛・朝鮮菘豆粉・干椎茸が提案されているが、朝鮮鷹はみられない(前掲「吉宗様御代公私御用向拔書 六番」公義御法事并被下献上御礼物員数減少之儀被 仰出之事)。朝鮮鶴や朝鮮塩鴨といった朝鮮の産物が宗家の献上品として認められている中で朝鮮鷹が選定されなかったのは、別枠の献上品だったためである。
- 116 前掲「甲斐柳沢家の巢鷹献上」。
- 117 宗家が吉宗の要求に応じる形で享保九年と一〇年に朝鮮馬を献上したことが指摘されている(前掲『対馬藩江戸家老』)。ただし、その後も継続して献上されたのかは検討が必要である。
- 118 田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』(慶應義塾大学出版会、一九九九年)。
- 119 前掲「朝鮮の鷹」。
- 120 肥後国熊本領主細川忠利が息子の光尚に宛てた書状では、現在は「高

麗之口」からオオタカが入ってこないとしたうえで、九州はオオタカが「きれもの」(≡不足しがち)であるとしている(東京大学史料編纂所編『大日本近世史料細川家史料』一四、一九九四年、九六頁)。

- 121 宗家の鷹匠が調教を行わなかったということは朝鮮鷹が人為的な調教を施されないままで輸送されたということになる。本稿では表現の煩雑さを避けるために野生界に棲息する「タカ」と人為的調教を受けた「鷹」をあえて明確に区別しなかったが(前掲「近世初期における鷹の調教と鶴取」、上記をふまえると献上の対象とされた朝鮮鷹は比較的野生下に近い「タカ」だったといえる。

(まるやま・ひろき 長崎県対馬歴史研究センター学芸員)